

亀山市告示第146号

亀山市国民健康保険税資産割返還金支払要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険税資産割返還金支払要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険税資産割返還金支払要綱（平成17年亀山市告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(返還金の額) 第3条 [略] [2 略] 3 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の対象となった国民健康保険税の納付のあった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該過誤納金に <u>過誤納金の対象となった徴収金の納付があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じた金額とする。</u> [4 略]	(返還金の額) 第3条 [略] [2 略] 3 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の対象となった国民健康保険税の納付のあった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該過誤納金に <u>年5パーセントの割合を乗じた金額とする。</u> [4 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の亀山市国民健康保険税資

産割返還金支払要綱の規定は、同日以後に支出を決定した返還金について適用する。